

【見晴団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	2

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 見晴団地

供給地点
函館市高丘町
43番5～6、8～10、11(1～2)、12
44番1、2(1～2)、3、8、10～15、18～21、23～25
45番1～6、10～15
46番3～8、10～11、13～18
47番3～8、11～16
48番2、4～7、9～10、12～16
49番2、4～8、10～11、13～18
50番1(1～2)、3～5、19
51番1(1～2)
52番1-1、1(2～3)、2(1～3)
53番1、3～6、7-1～2、8(1～27)、9～10
54番2、4～5、6(1～2)、7～13
55番1～5、6-1～2、7、8-1～2、9～10、15～23
56番1、3～9、11、14～20
57番1、5～11、13～14
58番1～2、4～10、12～18
59番1～2、4、6、8、10～13
60番1～2、4～6、9、11～14、16
61番1～3、5～7、12～17

供給地点数 247 (2018年2月3日 時点)

(別表第2)

適用する料金表 【見晴団地】

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 9 3 . 6 0 円
--------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	4 1 5 . 0 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の2 6に基づき算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 3 8 2 . 4 0 円
--------------------	-------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 6 6 . 4 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の2 6に基づき算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 , 8 4 0 . 4 0 円
--------------------	-------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 1 7 . 8 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の2 6に基づき算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。